

第 四 編

統一地方選挙啓発事業

1 統一地方選挙啓発事業の概要

(1) 県議会議員選挙に係る啓発事業要綱

平成31年4月7日執行鹿児島県議会議員選挙啓発推進事業要綱

第1 趣旨

明るい選挙を実現するためには、すべての県民が選挙の意義を自覚し、選挙のルールを守り、進んで投票に参加することが必要である。

このため、今回の鹿児島県議会議員選挙においては、きれいな選挙の推進と投票参加の呼びかけを重点に、投票率の低下傾向に歯止めをかけるための啓発事業を行うこととする。

また、選挙区や議員定数のほか、期日前投票や不在者投票等の投票方法等の周知徹底を図り、この選挙が円滑に執行されるよう配慮するものとする。

第2 重点事項

1 きれいな選挙の推進

選挙の正しいルールについて、一層の周知徹底を図り、買収・供応等の悪質な選挙違反を一掃し、選挙人が自由な意思で投票をすることができるようにする。

また、県政における県議会の役割に対する認識を一層深め、政党等や候補者の主義・主張を十分見極めて、自覚ある投票をするように呼びかけることとする。

2 投票参加の推進

選挙は、主権者たる県民が県政に参加する最も重要で基本的な手段であり、投票することが主権者たる県民の権利であるとともに、民主政治の健全な発展に不可欠であることを周知徹底する。

また、近年の選挙においては、特に将来を担う若年層を中心に投票率の低下傾向が続いており、18歳の方々を初めとした若年層の選挙に対する意識の高揚に努めるとともに、各種広報媒体の効果的な活用を図るほか、投票喚起に重点を置いた積極的な啓発を実施する。

3 投票方法等の周知徹底

期日前投票制度や不在者投票制度など投票方法について引き続き周知に努めるとともに、有権者の投票環境の向上を図るため、期日前投票の投票時間の弾力的な設定及び移動支援等の取組を実施するに当たっては、その内容の周知に努める。

また、指定施設における不在者投票が、法令に基づき厳正に執行されるよう事務説明会や資料等の充実に努める。

第3 啓発事業の進め方

県及び市町村の選挙管理委員会が主体となり、明るい選挙推進協議会をはじめ学生投票率100%をめざす会、報道機関、社会教育機関等、関係機関の積極的な協力も得ながら、啓発事業を推進する。

第4 実施事業

選挙区、選挙期日、投票方法等の周知を図るとともに、きれいな選挙の推進及び投票参加を呼びかけるため、以下の事業を実施する。

1 県が実施する啓発事業

(1) 文書等による啓発

ア ポスター・チラシによる啓発

県が作成する啓発用ポスターを市町村、関係団体等に配布する。

イ 広報誌等による啓発

県が発行する広報誌等を利用した啓発を行う。

ウ 選挙公報による啓発

選挙公報の紙面余白を利用した広報を行う。

(2) 広告塔等による啓発

ア 懸垂幕による啓発

懸垂幕（投票日入り）を作成し、県地域振興局本庁舎等主要な場所に掲出するとともに各市町村に配付し、それぞれの庁舎に掲出する。

イ 電光ニュースによる啓発

電光ニュースを利用した広報を行う。

(3) マスコミによる啓発

ア テレビ放送による啓発

テレビ放送によるテレビスポット放送広告を利用した広報を行う。

イ ラジオ放送による啓発

ラジオ放送によるラジオスポット放送広告を利用した広報を行う。

ウ 新聞による啓発

新聞の広告紙面を利用して、投票日の周知等の広報を行う。

(4) 放送設備による啓発（職域放送による啓発）

県地域振興局本庁舎等の庁内放送を利用した広報を行う。

(5) 自動車等による啓発

ア 広報車による啓発

県広報車を巡回運行させ、投票日の周知と棄権防止を呼びかける。

イ 車内広告による啓発

市電、路線バス等へのポスター等貼付による広報を行う。

(6) その他の啓発

ア 市町村への啓発依頼

市町村に対し、それぞれの管内における選挙人に対する啓発強化推進について、協力依頼する。

イ 企業等への啓発依頼

企業や関係団体等への訪問、文書による協力依頼等必要な啓発事業を実施する。

ウ 街頭啓発

街頭啓発活動による広報を行う。

特に、若者等に対する街頭啓発を行い、若年層の投票参加を呼びかける。

この呼びかけには、できるだけ若者の協力をもらい、若者が若者に対して呼びかけるように工夫する。

エ インターネットによる啓発

県ホームページ、SNSなどインターネットを活用した選挙期日や選挙の正しいルール等の広報を行う。

オ 不在者投票指定施設への啓発

不在者投票事務従事者の職務内容や心構えを明確にするため、文書により注意喚起を行う。

2 市町村が実施する事業

(1) ポスターによる啓発

県から配布される啓発用ポスターを、庁舎、公民館、商業施設、バスターミナル等に掲示するとともに、県から配付される啓発用資材及び市町村独自で作成する資材等を利用した広報を行う。

(2) 懸垂幕等による啓発

市役所、町村役場の庁舎等に懸垂幕、横断幕等を掲出する。

(3) 放送設備による啓発

ア 有線放送等による啓発

市町村又は集落等所有の有線放送等を利用した広報を行う。

イ 庁内放送による啓発

市役所、町村役場の庁内放送を利用した広報を行う。

(4) その他

上記事業のほか、企業や関係団体等への訪問、文書による協力依頼等、それぞれの市町村の実情に応じ、創意、工夫をこらして、この運動の趣旨に沿った事業を積極的に展開し、明るい選挙の推進と投票参加への自覚を促すものとする。

(2) 県議会議員選挙啓発事業スケジュール

啓発事業の種類		以前	19 火	20 水	21 木	22 金	23 土	24 日	25 月	26 火	27 水	28 木	告示 日	30 土	31 日	1 月	2 火	3 水	4 木	5 金	6 土	投票 日	備 考
文書	啓発ポスター					○																	官公署、事業所等に配布 JR 駅貼り等
広告塔等	電光ニュース									○													鹿児島中央駅（アミュビジョン）
	懸垂幕									○													官公署、山形屋など
マスコミ	テレビスポット							○															民放4社
	ラジオスポット							○															民放3社
	新聞等広告								○					○							◎	○	予定 4日間（合計5段）
放送	職域放送								○														官公署等
	公用車								○														県関係機関
	車内広告										○												路線バス、電車、JR、JR 駅
音声	広報用CD、SDカード								○														県関係機関、市町村用
その他	市町村、企業等協力依頼																						文書依頼
	インターネット								○														動画広告（YouTube）
	街頭啓発													○								○	3/30（天文館周辺）、4/6（中央駅周辺）
	浴場ポスター広告									○													市内34カ所の温泉施設
	SNS 拡散施策																						STEPとの協業による動画拡散

(3) 県議会議員選挙における啓発事業

媒体名	事業概要	実施期間
テレビスポットCM	鹿児島テレビ放送 15秒CM 30本 , 鹿児島放送 15秒CM 30本 鹿児島読売テレビ 5秒・15秒 各30本 , 南日本放送 5秒・15秒CM 各30本	3月24日～4月7日
ラジオスポットCM	FMかごしま, FMうけん, FMせとうち (各局)20秒CM 30本	3月24日～4月7日
交通広告(車内・駅)	市電 47台 , 市バス 165台	3月27日～4月7日
	鹿児島交通 190枚 , 三州自動車 10枚 , (株)しまバス 50枚	3月27日～4月7日
	JR駅貼 18枚	3月27日～4月7日
ポスター	B2: 2,615枚 , B3: 4,087枚	3月22日～4月7日
インターネット動画広告	YouTube	3月25日～4月7日
懸垂幕・看板	懸垂幕113枚	3月26日～4月7日
電光ニュース	アミュビジョン 503本(テレビスポットCMを放映)	4月1日～4月7日
広報用CD・SDカード	CD:69枚, SDカード:55枚作成 (県関係機関, 市町村選挙管理委員会へ配布, 公用車等を用いた呼びかけを実施)	3月25日～4月7日
街頭啓発・イベント等	『街頭啓発の事業概要』のとおり	
啓発資材	ウエットティッシュ 計5,000個	
その他(公衆浴場広告)	B3ポスター 54枚	3月26日～4月7日
その他 (TV, ラジオパブリシティ)	鹿児島テレビ放送 , 鹿児島放送 , 鹿児島読売テレビ , 南日本放送 (各60秒)	(鹿児島読売テレビ)3月29日 (鹿児島放送)4月1日 (南日本放送)4月2日 (鹿児島テレビ放送)4月5日
その他(新聞広告)	南日本新聞 5段1/4, 全5段	3月28日, 3月31日, 4月6日, 4月7日

街頭啓発の事業概要

<天文館>

日 時: 平成31年3月30日(土) 午後1時から2時間程度

参加者: 鹿児島県明るい選挙推進協議会委員, 学生投票率100%をめざす会, 鹿児島県市町村課職員, 鹿児島県選管職員
鹿児島県市町村選挙推進協議会委員, 鹿児島県市選管職員, 選挙コンシェルジュ鹿児島

啓発物資: ウエットティッシュ 2,000個

内 容: オリジナルのはっぴや襷, めいすいどんの着ぐるみ等を着用し, 啓発物資を配布しながら投票参加を呼びかけた。

<イオンモール鹿児島>

日 時: 平成31年4月6日(土) 午後1時から2時間程度

参加者: 鹿児島県市町村選挙推進協議会委員, 鹿児島県市選管職員, 選挙コンシェルジュ鹿児島

啓発物資: ウエットティッシュ 1,000個

内 容: オリジナルのはっぴや襷等を活用し, 啓発物資を配布しながら投票参加を呼びかけた。

<鹿児島中央駅>

日 時: 平成31年4月6日(土) 午後1時から2時間程度

参加者: 鹿児島県市町村選挙推進協議会委員, 学生投票率100%をめざす会, 鹿児島県市町村課職員, 鹿児島県選管職員

啓発物資: ウエットティッシュ 1,200個

内 容: オリジナルのはっぴや襷, めいすいどんの着ぐるみ等を着用し, 啓発物資を配布しながら投票参加を呼びかけた。

鹿児島県民に向かって
 力強く叫ぶサンシャイン池崎さん

サンシャイン池崎さんの後ろで
 セリフの文字テロップが
 流れていきます。



サンシャイン池崎さん

鹿児島の
 みんなー!!



平成!!



最後の!!



8秒

県議会
 議員選挙だ!
 イエエエイ!!!!

選挙日告知
 スーパーin

平成31年 **4.7** 投票日
 投票時間 午前7:00～午後8:00
※一部投票所を除く
鹿児島県議会議員選挙
 期日前投票 3月30日(土)～4月6日(土) ※一部投票所を除く
鹿児島県選挙管理委員会
 鹿児島県明るい選挙推進協議会

5秒

ナレーション

4月7日は
 鹿児島県議会
 議員選挙
 投票日です。

起き上がりに合わせて
 告知スーパーが
 上にフレームアウト。



胸元の選挙日を指差す
 サンシャイン池崎さん



サンシャイン池崎さん

ジャスティス!!

2秒



サンシャイン池崎 (鹿児島県出身)

平成
31年

4.7 投票日

投票時間 午前7:00～午後8:00

※一部投票所を除く。

鹿児島県議会議員選挙

期日前投票 3月30日(土)～4月6日(土)

※一部投票所
を除く。

鹿児島県選挙管理委員会
鹿児島県明るい選挙推進協議会

(5) 県議会議員選挙に係る各種通知文

鹿県選管第 175 号
平成 31 年 3 月 4 日

各地域振興局長
各支庁長
各事務所長
各施設管理者

殿

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鹿児島県議会議員選挙に係る啓発事業推進への協力について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、かねてから選挙事務について多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、4月7日（日）は鹿児島県議会議員選挙が執行されることとなり、投票率の向上が課題となっています。

県選挙管理委員会においては有権者に対して様々な啓発事業を積極的に実施していくこととしており、下記啓発事業に係る協力について特段の御配慮をお願いします。

なお、懸垂幕等の啓発物資につきましては、3月22日（金）までに受託業者から直送する予定です。全て受領されましたら、別紙一括受領書をメールにてお送りください。

記

- 1 庁舎への懸垂幕の掲出（一部を除く）
- 2 ポスターの庁舎玄関等への掲示及び各課等への配布
- 3 選挙期日及び投票呼びかけの庁内放送
- 4 広報CD・SDを利用した公用車による啓発（一部を除く）

担当：鹿児島県選挙管理委員会事務局 重野
TEL：099-286-2237 / Fax：099-286-5517
E-mail：senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

鹿県選管第174号
平成31年3月4日

各市町村長 殿

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鹿児島県議会議員選挙に係る啓発事業推進への協力について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

貴職におかれましては、かねてから選挙事務について多大な御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、御承知のとおり、4月7日（日）は鹿児島県議会議員選挙が執行されることとなっており、投票率の向上が課題となっています。

本委員会においては、有権者に対して様々な啓発事業を積極的に実施していくこととしており、下記啓発事業に係る協力について特段の御配慮をお願いします。

特に、下記3～6につきましては、告示日以降の積極的な取組をお願いします。

なお、懸垂幕等の啓発物資につきましては、3月22日（金）までに受託業者から貴市町村へ直送する予定です。全て受領されましたら、別紙一括受領書をメールにてお送りください。

記

- 1 庁舎への懸垂幕の掲出
- 2 ポスターの庁舎玄関等への掲示及び各課、庁内金融機関等への配布
- 3 防災行政無線等による管内有権者に対する選挙期日、投票参加及び期日前投票制度の活用についての呼びかけ
- 4 広報用CD・SDを利用した公用車による啓発
- 5 庁内放送を利用した職員等に対する啓発
- 6 投・開票体制の確保に対する支援

（お問合せ先）

鹿児島県選挙管理委員会事務局
（担当：重野）

TEL. 099（286）2237

FAX. 099（286）5517

E-mail. senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

市町村用

庁内放送原稿

● 4月1日（月）から4月4日（木）まで用

選挙管理委員会からお知らせします。

4月7日、日曜日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

また、ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけてくださるようお願いいたします。

なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、投票日の前日まで期日前投票^{きじつぜん}ができます。

● 4月5日（金）用

選挙管理委員会からお知らせします。

あさって、日曜日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

また、ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけてくださるようお願いいたします。

なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、明日まで期日前投票^{きじつぜん}ができます。

市町村用

防災行政無線等による呼びかけ原稿

● 3月30日（土）から4月5日（金）まで用

選挙管理委員会からお知らせします。

4月7日、日曜日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけて、必ず投票しましょう。

なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、投票日の前日まで期日前投票^{きじつぜん}ができます。

期日前投票所は（〇〇場所）、投票時間は〇時〇分から〇時〇分までです。

皆さん棄権しないで必ず投票しましょう。

● 4月6日（土）用

選挙管理委員会からお知らせします。

明日4月7日、日曜日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけて、必ず投票しましょう。

なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、本日〇時〇分まで期日前投票^{きじつぜん}ができます。

みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

● 4月7日（日）用

選挙管理委員会からお知らせします。

本日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

投票はもうお済みですか。

皆さん棄権しないで、必ず投票しましょう。

鹿 県 選 管 第 1 9 0 号
平 成 3 1 年 3 月 1 2 日

関係企業・機関・団体等の代表者 様

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鹿児島県議会議員選挙に係る投票日の周知と投票参加促進への協力に
ついて（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4月7日（日）に標記選挙を執行しますが、近年の各種選挙では投票率が低下傾向にあり、当委員会では投票参加促進のための各種選挙啓発を推進しているところで

す。つきましては、貴団体におかれましても、下記の取組に御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 啓発用ポスターの掲示について
啓発用ポスターを作製しましたので、お客様や職員の皆様の見えやすい場所に掲示してください。
- 2 投票参加のための配慮等について
職員の皆様が投票に参加できるよう御配慮ください。
なお、当日投票に行けない場合には、期日前投票制度を利用して投票できますので、周知をお願いします。
(期日前投票所の設置場所及び設置時間については、別紙1を御参照ください。)
- 3 事業所内放送、事業所内回覧等による投票参加の呼びかけについて
職員の皆様に対し、事業所内放送や回覧等により、投票参加の呼びかけをお願いします。
なお、事業所内放送や回覧については、別紙を御参照ください。

※ ポスター掲示希望期間：到着後～4月7日（日）

(お問合せ先)

鹿児島県選挙管理委員会事務局

(担当：重野)

TEL. 099 (286) 2237

FAX. 099 (286) 5517

E-mail. senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙2)

事業所内放送原稿

- 3月30日(土)から4月5日(金)まで用
職員の皆さまにお知らせいたします。
4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
ご家族・ご友人にも呼びかけて、必ず投票しましょう。
なお、投票日に仕事の都合などで投票できない方は、投票日の前日まで期日前投票^{きじつぜん}ができますので、お住まいの市町村選挙管理委員会にお尋ねください。
- 4月6日(土)用
職員の皆さまにお知らせいたします。
明日4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。
- 4月7日(日)用
職員の皆さまにお知らせいたします。
今日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
投票はもうお済みですか。みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

回覧文例

職員の皆様へ

鹿児島県議会議員選挙に係る投票の棄権防止について

標記の選挙が4月7日(日)に下記のとおり執行されますので、棄権しないで投票に参加されるようお願いいたします。

特に、当日業務従事や旅行・レジャー等のため、投票に行けない方は期日前投票ができますので、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

記

- 1 選挙期日：平成31年4月7日(日)
〔投票時間は、原則として午前7時から午後8時までですが、投票時間の繰上げを行っている場合があります。〕
- 2 期日前投票期間：平成31年3月30日(土)から4月6日(土)まで
〔投票時間は一部地域を除き、午前8時30分から午後8時までです。お住まいの市町村の選挙管理委員会へお尋ねください。〕
- 3 その他
選挙に関する詳しいことは、市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会(TEL. 099-286-2237)にお問い合わせください。

鹿 県 選 管 第 1 9 1 号
平 成 3 1 年 3 月 1 2 日

(各大学，各短期大学，専門学校長，各高等専門学校の長 様)

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鹿児島県議会議員選挙に係る投票日の周知と投票参加促進への協力に
ついて（依頼）

時下，ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて，4月7日（日）に標記選挙が実施されますが，当委員会では投票参加促進のための各種選挙啓発を積極的に推進しているところです。

つきましては，貴校におかれましても，下記により学生等に向けて啓発用ポスターの掲示及び積極的な投票参加の呼びかけに御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 啓発用ポスターの掲示について
啓発用ポスターは学生や職員の見えやすい場所に設置してください。
- 2 投票参加のための配慮について
学生や職員の皆様が投票に参加できるよう御配慮ください。当日投票に行けない場合は，期日前投票制度がありますので，学生や職員の皆様に周知してください。
(期日前投票所の設置場所及び設置時間については，別紙1をご参照ください。)
- 3 学内放送，学内回覧等による選挙啓発について
学生や職員の皆様に対し，学内放送や学内回覧等により，投票参加の呼びかけをお願いします。
なお，学内放送や学内回覧については別紙を御参照ください。

※ポスター掲示希望期間：到着後～4月7日（日）

(お問合せ先)

鹿児島県選挙管理委員会事務局

(担当：重野)

TEL. 099 (286) 2237

FAX. 099 (286) 5517

E-mail. senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

学内放送原稿

- 4月1日(月)から4月5日(金)まで用
職員、学生の皆さまにお知らせいたします。
4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけて、必ず投票しましょう。
なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、投票日の前日まで期日前投票^{きじつぜん}ができますので、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

- 4月6日(土)用
職員、学生の皆さまにお知らせいたします。
明日、4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

回覧文例

職員、学生の皆様へ

鹿児島県議会議員選挙に係る投票の棄権防止について(通知)

標記の選挙が4月7日(日)に下記のとおり執行されますので、棄権しないで投票に参加されるようお願いいたします。

特に、当日、業務従事や旅行・レジャー等のため、投票に行けない方は期日前投票ができますので、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

記

- 1 選挙期日：平成31年4月7日(日)
〔 投票時間は、原則として午前7時から午後8時までですが、投票時間の繰上げを行っている場合があります。 〕

- 2 期日前投票期間：平成31年3月30日(土)から4月6日(土)まで
〔 投票時間は一部地域を除き、午前8時30分から午後8時までです。
お住まいの市町村の選挙管理委員会へお尋ねください。 〕

- 3 その他
選挙に関する詳しいことは、市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会(TEL. 099-286-2237)にお問い合わせください。

鹿 県 選 管 第 1 9 1 号
平 成 3 1 年 3 月 1 2 日

各高等学校長 殿
各特別支援学校長 殿

鹿児島県選挙管理委員会委員長

鹿児島県議会議員選挙に係る投票日の周知と投票参加促進への協力に
ついて（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、4月7日（日）に標記選挙が実施されますが、当委員会では投票参加促進のための各種選挙啓発を積極的に推進しているところです。

つきましては、貴校におかれましても、下記により生徒等に向けて啓発用ポスターの掲示及び積極的な投票参加の呼びかけに御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 啓発用ポスターの掲示について
啓発用ポスターは生徒や職員の見えやすい場所に設置してください。
- 2 投票参加のための配慮について
生徒や職員の皆様が投票に参加できるよう御配慮ください。当日投票に行けない場合は、期日前投票制度がありますので、生徒や職員の皆様に周知してください。
（期日前投票所の設置場所及び設置時間については、別紙1をご参照ください。）
- 3 校内放送、校内回覧等による選挙啓発について
生徒や職員の皆様に対し、校内放送や校内回覧等により、投票参加の呼びかけをお願いします。
なお、校内放送や校内回覧については別紙を御参照ください。

※ポスター掲示希望期間：到着後～4月7日（日）

(お問合せ先) 鹿児島県選挙管理委員会事務局 (担当：重野) TEL. 099 (286) 2237 FAX. 099 (286) 5517 E-mail. senkyo@pref.kagoshima.lg.jp

(別紙)

校内放送原稿

- 4月1日(月)から4月5日(木)まで用
生徒、職員の皆さまにお知らせいたします。
4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
ご家族・ご友人等にも投票を呼びかけて、必ず投票しましょう。
なお、投票日に仕事や旅行などで投票できない方は、投票日の前日まで期日前投票^{きじつぜん}ができますので、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

- 4月6日(土)用
生徒、職員の皆さまにお知らせいたします。
明日、4月7日は、鹿児島県議会議員選挙の投票日です。
みなさん棄権しないで、必ず投票しましょう。

回覧文例

生徒、職員の皆様へ

鹿児島県議会議員選挙選挙に係る投票の棄権防止について(通知)

標記の選挙が4月7日(日)に下記のとおり執行されますので、棄権しないで投票に参加されるようお願いいたします。

特に、当日、業務従事や部活、旅行・レジャー等のため、投票に行けない方は期日前投票ができますので、お住まいの市町村の選挙管理委員会にお尋ねください。

記

- 1 選挙期日：平成31年4月7日(日)
〔 投票時間は、原則として午前7時から午後8時までですが、投票時間の繰上げを行っている場合があります。 〕

- 2 期日前投票期間：平成31年3月30日(土)から4月6日(土)まで
〔 投票時間は一部地域を除き、午前8時30分から午後8時までです。
お住まいの市町村の選挙管理委員会へお尋ねください。 〕

- 3 その他
選挙に関する詳しいことは、市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会(TEL. 099-286-2237)にお問い合わせください。

鹿県選管第198号
平成31年3月19日

各所属長 殿

選挙管理委員会事務局書記長

県内の他の市町村へ転居する職員に係る鹿児島県議会議員選挙の投票
について（依頼）

選挙啓発につきましては、かねてから特段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、来る平成31年4月7日（日）に県議会議員選挙が行われますが、平成30年12月29日から平成31年4月7日までに県内の市町村から他の市町村へ転居された、又は転居される方で、転居前の住所地に引き続き3か月以上住んでおり、転居前の住所地の選挙人名簿に登録されている方については、転居前の住所地の市町村が属する選挙区について県議会議員選挙の投票をすることができます。

なお、その際は、投票所の受付で「引き続き県内に住所を有していることの確認」を受けるか、最寄りの市町村が発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示が必要です。

つきましては、御多忙中恐縮ですが、これらの旨を別紙により関係職員に周知してくださるようお願いいたします。

連絡先

県選挙管理委員会事務局

担当 井上，肥後

TEL：099-286-2237

4月7日(日)は 鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

(注)一部地域では、繰上投票が行われます。

皆さん、**投票に行っどん!**

※ 満18歳から投票ができます。
(H13.4.8までに生まれた方)



投票方法については
こちらをcheck!



◎鹿児島県議会議員選挙の選挙区・定数

鹿児島県ご当地めいすいくん
「めいすいどん」

選挙区名	区域	定数	選挙区名	区域	定数
鹿児島市・鹿児島都区	鹿児島市, 三島村, 十島村	17	いちき串木野市区	いちき串木野市	1
鹿屋市・垂水市区	鹿屋市, 垂水市	4	南さつま市区	南さつま市	1
枕崎市	枕崎市	1	志布志市・曾於郡区	志布志市, 大崎町	1
阿久根市・出水郡区	阿久根市, 長島町	1	奄美市区	奄美市, 龍郷町	2
出水市区	出水市	2	南九州市区	南九州市	1
指宿市区	指宿市	1	伊佐市区	伊佐市	1
西之表市・熊毛郡区	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町	2	始良市区	始良市	2
薩摩川内市区	薩摩川内市	3	薩摩郡区	さつま町	1
日置市区	日置市	2	肝属郡区	東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町	1
曾於市区	曾於市	1	大島郡区	大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町	2
霧島市・始良郡区	霧島市, 湧水町	4			

投票日当日に投票に行けない場合は…?

1 現住所にお住まいの方

(注)現住所地に転入届を出して3ヶ月以上住んでいる方

【その1】「期日前投票」ができます。

期間：3/30(土)～4/6(土)の8時30分～20時（一部を除く）

場所：各市役所・町村役場の本庁・支所などに設置する期日前投票所

※ 投票所の場所等は現住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください

★ 一部の商業施設や大学などでも投票できます

- 〈例〉・イオンモール鹿児島（鹿児島市） 4/5～6の10時～20時
- ・勤労者交流センター（鹿児島市） 4/4～6の9時～20時
- ・マックスバリュ鹿屋寿店（鹿屋市） 3/30～4/6の10時～19時
- ・鹿児島大学郡元キャンパス（鹿児島市） 4/1の12時～19時
- ・鹿児島国際大学（鹿児島市） 4/3の10～17時

【その2】滞在先で「不在者投票」もできます。

対象：投票日に出張、旅行等で他の市町村に滞在している方

期間：3/30(土)～4/6(土)の8時30分～20時（一部を除く）

場所：滞在先（市町村）の選挙管理委員会

手順：① 現住所地の市町村選挙管理委員会に投票用紙等の交付を請求する

※ 請求方法は、現住所地の選挙管理委員会にお問い合わせください

※ 告示日（3/29）前でも請求はできますので、早めに手続きを!

② 3/30～4/6に、投票用紙等を滞在先の選挙管理委員会に持参して、投票する

II 転居をされる方

(注)現住所地に転入届を出して
3ヶ月以上住んでいる方

詳しくはこちら

総務省作成住民票
チラシQRコード



現住所地の選挙区での投票となります

1 県内の他市町村へ転居する場合



おすすめ

【ケース1】3/30以降に転居する方は、現住所地で「期日前投票」をしてから、転出手続をする

- 手順 ① 3/30(土)～4/6(土)に、現住所地の市役所・町村役場等の期日前投票所で「期日前投票」をする
- ② 市役所・町村役場の住民課等で住民異動(転出)届を提出する
- ※ 住民異動の手続きを先にすると、期日前投票はできません。
 - ※ 住民異動手続(転入・転出)に係る窓口業務については、一部の自治体を除き、平日の時間延長や土・日曜日の開庁を行っています。
 - ・<例>鹿児島市 平日19時まで、土日8時30分～17時15分
 - ・窓口時間の延長について、詳細は各市町村にお尋ねください。

【ケース2】3/29以前に転居する方は、新住所地で転入手続をしてから「不在者投票」をする

- 手順 ① 旧住所地の市町村選挙管理委員会に「投票用紙等の交付」を請求する
- ※ 投票用紙等請求書兼宣誓書の備考欄又は余白に「引続居住」と記載してください。
- ※ 告示日(3/29)前でも請求はできますので、郵送の期間を考慮して早急に請求を!
- ② 市役所・町村役場で住民異動(転出・転入)手続をする
- ③ 旧住所地の市町村選挙管理委員会から郵送された投票用紙等を持参の上、4/6(土)までに、新住所地等の市町村選挙管理委員会で「不在者投票」をする

ポイント!



【ケース3】転出・転入手続後、旧住所地に戻って「期日前投票」又は「当日投票」をする

- 手順 ① 市役所・町村役場で住民異動(転出・転入)手続をする
- ② 旧住所地に戻って「期日前投票」又は「当日投票」をする
- ※ 投票所の受付で「引き続き県内に住所を有することの確認」を受ける必要があります。

2 県外へ転居する場合

3/30以降に転居する方は、現住所地で「期日前投票」後、転出手続

手順は「1の【ケース1】」と同じです。

分からないところは、お住まいの市町村選挙管理委員会又は県選挙管理委員会(電話:099-286-2237)へお問い合わせください。

(6) 委員長談話

平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙に係る
鹿児島県選挙管理委員会委員長談話

4月7日は鹿児島県議会議員選挙の投票日です。

今回の選挙は、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから初めての鹿児島県議会議員選挙であり、今後の鹿児島の進路を方向づける極めて重要な選挙であります。

申すまでもなく、選挙は民主主義の根幹をなすものであり、私たちが主権者として自ら政治に参加し、その意思を反映させることのできる大切な機会です。

有権者の皆様におかれましては、このことを十分に認識され、主権者としての良識のもとに、候補者の政見等を冷静に判断して、棄権することなく、鹿児島の、そして皆様の明日を託すに足る代表者を選ばれることを希望します。

特に、若い世代の方々には、投票することの意義を考えていただき、棄権は鹿児島と自分自身の未来につき無責任を決め込むことにつながるという点をよく認識され、若い英知を傾けて、必ず投票に参加していただくよう強く期待します。

平成31年4月5日

鹿児島県選挙管理委員会
委員長 松下 良成

平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙に係る
鹿児島県選挙管理委員会委員長談話

本日執行の鹿児島県議会議員選挙の投票率は、44.38%で、平成27年4月12日執行時の48.78%と比較すると、4.4ポイントの減となりました。

当委員会といたしましては、市町村選挙管理委員会、明るい選挙推進協議会、学生投票率100%をめざす会など、関係機関・団体の協力も得ながら、様々な手段を用いて啓発に努め、有権者に対し、投票への参加と棄権防止を広く呼び掛けてまいりました。

また、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられてから初めての県議会議員選挙でもあったことから、特に若年層に対する、より効果的な啓発活動を心がけてまいりました。

しかしながら、結果として、鹿児島県議会議員選挙では戦後最低であった前回の48.78%という投票率をも下回り、非常に残念に思っております。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、私たちが政治に参加し、その意思を反映させることのできる大切な機会です。

今回の投票率は、近年における政治・選挙に対する無関心層の増大等が反映されたものではないかと考えますが、改めて投票率低下の原因を分析するとともに、少しでも多くの有権者が投票に向かわれるよう、今後とも根気強く啓発に取り組んでまいります。

平成31年4月7日

鹿児島県選挙管理委員会

委員長 松下 良成

2 統一地方選挙違反件数調

(検 挙)

選挙種別 罪種別	県 議		市 長		市 議		町村長		町村議		計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
買 収											0	0 (0)
戸 別 訪 問											0	0 (0)
詐 欺 投 票											0	0 (0)
文 書 違 反											0	0 (0)
自 由 妨 害											0	0 (0)
寄 附 の 制 限 違 反											0	0 (0)
年齢満18年未満の 者の選挙運動禁止											0	0 (0)
計	0	0 (0)	0	0 (0)								

() 書きは逮捕者数内書き

(警 告)

選挙種別 罪種別	県 議		市 長		市 議		町村長		町村議		計	
	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人	件	人
事 前 運 動	15	15			2	2					17	17
文 書 掲 示	56	56			1	1					57	57
文 書 頒 布	17	17			2	2	1	1	1	1	21	21
氣勢を張る行為	1	1									1	1
街頭演説の制限											0	0
連 呼	1	1									1	1
そ の 他	10	10			1	1	4	4	2	2	17	17
計	100	100	0	0	6	6	5	5	3	3	114	114

(注) 投票後90日後